No	項目	質問	回答	
1-01	審査結果通知の 早期化	前年度に審査結果通知を受け取った場合、その時点から 科研費の執行を開始してもよいのでしょうか。	科研費の執行は交付内定日以降に開始する必要があります。審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合、研究開始の事前の準備(※)は可能となりますが、必要な契約等は従前どおり交付内定後に行ってください。	R5改訂
			※研究スタッフの継続雇用や物品調達、出張の調整等の事前手続きなど	
1-02	公募スケジュー ルの早期化	「若手研究」の応募資格は「博士の学位取得後8年未満の研究者」を対象としていますが、公募スケジュールの早期化に伴い、基準日も変更されますか?	基準日は変更されません。若手研究は「令和 5 (2023)年4月 1 日現在で博士の学位取得後8年未満の研究者」を対象としています。	R5改訂
2-01	重複制限の緩和	「若手研究(2回目)」の応募要件を満たす者は、「基盤研究(A)」と「挑戦的研究(開拓)」の3種目に応募できるのでしょうか。	当該3種目への重複応募は可能です。なお「若手研究(2回目)」と「基盤研究(A)」は重複受給不可、「若手研究(2回目)」と「挑戦的研究(開拓)」、及び「基盤研究(A)」と「挑戦的研究(開拓)」はそれぞれ重複受給可能であるため、3種目の全てが採択となった場合には「基盤研究(A)」及び「挑戦的研究(開拓)」を実施することが可能です。	R5追加
2-02	重複制限の緩和	「若手研究(2回目)」を受給中の研究代表者が、「基盤研究(S・A・B)」と「挑戦的研究(開拓)」に応募できるのでしょうか。	「若手研究(2回目)」を受給中の研究代表者は「基盤研究(S・A・B)」に応募できませんが、「挑戦的研究(開拓)」に応募し、採択された場合は「若手研究(2回目)」と「挑戦的研究(開拓)」の両方を受給することが可能です。	R5追加
2-03	審査区分表の改正	令和5年度公募より適用される審査区分表について、従 来のものからどのような点が変わったのでしょうか。	審査区分表の改正のポイントは以下の2点です。 ・小区分・中区分・大区分は現行を維持し、小区分に付される「内容の例」の見直しを実施 ・「基盤研究(B)」において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の 小区分について、複数の小区分での合同審査を実施 詳細は、下記文部科学省 H P を参照してください。 https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_gakjokik-000021232.pdf	R5追加
2-04	審査区分表の改 正	「基盤研究(B)」の複数の小区分において実施される 合同審査とはどのように行われるのでしょうか。	合同審査は、「合同区分を審査するための審査委員」として選考(依嘱)された審査委員が、個々の小区分ごとではなく、合同審査対象区分として審査を行います。 詳細は、下記文部科学省HPを参照してください。 https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_gakjokik-000021232.pdf	R5追加

No	項目	質問	回答	
2-05	審査区分		応募者が審査区分表(小区分)の内容を理解するための助けとなるよう「内容の例」を付していますが、小区分の内容は「内容の例」に列記されたものに限定されるものではありません。小区分を選択する際に、ここに挙げられている内容以外の内容で応募することも可能ですので、「内容の例」を参考にしつつ審査を希望する小区分を選択するようにしてください。	R 3公表済み
2-06	応募要件	令和4(2022)年10月1日以降に科研費応募資格を取得 し、令和5(2023)年度科研費(基盤研究や挑戦的研究 等)の研究分担者として応募した場合、研究活動スター ト支援に応募することは可能でしょうか。	令和5(2023)年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」の研究分担者として応募した場合、令和5(2023)年度研究活動スタート支援に応募することはできません。	
2-07	応募要件	任期付きで雇用されている研究者や、定年退職を控えた研究者が、雇用期間を超える研究期間の課題に、研究代表者として応募することはできますか。 (例えば、公募時点で任期が残り1年半のところ、研究期間3年間の応募を行う等)	応募時点で、所属研究機関における科研費応募資格が確認されていれば、研究代表者として応募が可能です。任期付きで雇用されている研究者や定年退職を控えた研究者等に対し、応募者の意思にかかわらず、雇用期間を超える形での応募を認めないといった運用を行わないようにしてください。	R5追加
3-01	研究計画調書	「研究計画・方法」欄等において、カラーの図表を挿入 し、提出することは可能でしょうか?	提出自体は可能ですが、公募要領に記載のとおりモノクロ(グレースケール)印刷の上で 審査に付されるため、カラー部分が不鮮明にならないようご注意ください。	R5改訂
3-02	研究計画調書	令和4年度公募から活用する基盤研究等の研究計画調書 様式について、どのような観点で見直したのでしょう か。	基盤研究等の研究計画調書の様式の見直しに当たっては、応募者や審査委員の負担軽減に 資することや、膨大な応募件数を多数の審査委員が公正かつ効率的に審査できることを重 視し、「研究課題の核心をなす学術的問い」などの基本的な項目立ては維持しつつ、調書 様式の構成や表現などで改革の趣旨が適切に伝わっていない部分を修正することとしたも のです。	R 4公表済み
3-03	研究計画調書	令和4年度公募から活用する基盤研究等の研究計画調書 様式について、なぜ見直したのでしょうか。	現行の基盤研究等の研究計画調書の様式は、科研費審査システム改革2018の趣旨を体現するため、同改革を契機として「研究課題の核心をなす学術的問い」の記述を求めるなど大幅な見直しを行ったものです。平成30年度から令和3年度まで4回にわたって同様式を活用して公募・審査を行ってきたところですが、研究者から振興会に対して同様式の見直しの必要性に関する意見が寄せられていたため、審査委員に対するアンケート調査も実施した上で、必要な見直しを行うこととしたものです。	R 4公表済み

No	項目	質問	回答	
3-04	研究計画調書		各種目とも、研究計画調書作成・記入要領の冒頭にあるとおり、所定の様式の改変は認められません。例えば、ホームページからダウンロードされた様式に研究計画等を書き込んでいく際、概要欄の枠内に収まらないため破線を削除・移動させてしまう、記入する内容によっては枠が次の頁までずれ込んでしまうようなケースが考えられますが、これは認められません。応募者の判断で、欄を増やしたり、減らしたりすることもできません。なお、「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」等の一部の項目において、頁の追加ができる場合がありますので、作成・記入要領で確認してください。	R 3公表済み
3-05	研究計画調書	応募者が応募情報を所属研究機関に送信した後で、内容 を修正することはできますか?	提出期限の前でかつ所属研究機関の担当者が当該課題を承認し文部科学省又は日本学術振興会に提出(送信)する前であれば、修正することはできます。ただし、応募者が送信した研究計画調書は、所属研究機関担当者が「電子申請システム」により一度「却下」する必要があるため、修正する際は、所属研究機関担当者又は部局担当者に連絡してください。	R 3公表済み
3-06	研究計画調書		研究機関の担当者が承認処理をし、文部科学省又は日本学術振興会に研究計画調書等を提出(送信)した後は、 <u>公募締切前であっても差し替え等を行うことは一切できません</u> 。提出(送信)いただく前に十分確認いただくようお願いします。	R 3公表済み
3-07	研究計画調書	研究計画調書の「研究代表者および研究分担者の研究業績」欄が「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更され「論文業績が書けない」という話も聞きますが、 当該箇所に論文業績を書いてはいけないのでしょうか?	研究計画調書に記載する研究業績が「当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているか」を確認するためのものであることを明確にするため、平成31(2019)年度公募より記入欄の変更を行っております。論文業績を記載することもできますが、記載に当たっては、様式上に示しております留意事項を踏まえ、研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載するようにしてください。	R 3公表済み
3-08	研究計画調書		「研究課題の核心をなす学術的問い」とは、応募者が当該研究課題を遂行することによって、学術的に解明したい謎(知りたいこと)や、学術的に解決したい課題を指します。審査に当たり、それらを明確に示してもらいたいという意図から設定しています。なお、その記述は、研究分野、研究態様、研究段階等により多様だと考えられますので、応募者の判断・裁量で記入してください。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
4-01	挑戦的研究の見直し		挑戦的研究の審査方式を変更しても挑戦的な研究課題を見出すことができるように、今後、日本学術振興会科学研究費委員会での審議を経た上で、挑戦的研究の評定要素を見直す(評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立)ことを予定しています。当該評定要素に基づいて審査を行うことで、より「挑戦性」の評価が明確になることになります。	R 4追加
4-02		39 歳以下の博士号未取得者ですが、「若手研究」に応募することは可能でしょうか?	応募することはできません。「若手研究」の応募資格は「文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会」での審議を経て、平成30(2018)年度公募から「博士の学位を取得後8年未満の研究者」に見直されています。その際、従前の年齢を要件とした応募資格については経過措置として3年程度維持することとし、応募・採択の状況を踏まえて改めて検討することとされていましたが、「研究費部会」において改めて審議が行われ、新たな応募資格導入後3年の応募・採択の状況等を踏まえ、経過措置の導入により激変が生じることなく制度の定着が進んでいると考えられることから、令和2(2020)年度公募をもって応募資格の経過措置を終了することが決定されております。 【参考】「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会) URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368_00003.htm	R 3公表済み
4-03	若手研究の見直 し	博士号取得後8年未満に当たりますが、「若手研究」で はなく「基盤研究」に応募してもよいのでしょうか?	「基盤研究」は、科研費の応募資格があり、重複応募制限の対象でなければ、博士号の有無にかかわらず応募することが可能です。 一方、「若手研究」は、経験の浅い若手研究者が独立して研究する機会を与え、研究者として良いスタートを切れるようにするための研究種目として設定していますが、博士号取得後8年未満の方は「若手研究」に応募しなければいけないというものではありません。 応募する研究の段階や規模等を勘案して適切な研究種目を選ぶようにしてください。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
4-04	若手研究の見直し	平成22年度助成以降に「基盤研究」に採択され受給したことがある場合、「若手研究」には応募できないとのことですが、これには「基盤研究」の応募区分「海外学術調査」や「特設分野研究」を受給した者も含まれるのでしょうか?	「基盤研究」の応募区分「海外学術調査」及び「特設分野研究」も含まれます。「文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会」において、「若手研究」から「基盤研究」へ円滑な移行を励行するための方策が審議され、令和3(2021)年度公募から「基盤研究」種目群を受給したことがある者は「若手研究」に応募出来ないこととされました。	R 3公表済み
4-05	若手研究の見直し	「若手研究(A)」は「基盤研究」種目群等に統合されたという表現になっていますが、過去に「若手研究(A)」を受給していた場合は、「基盤研究」を受給した扱いになるのでしょうか?	「若手研究(A)」は「若手研究」種目群であり、「基盤研究」とは異なる研究種目ですので、「基盤研究」を受給したことにはなりません。このため、過去に「若手研究(A)」を受給していた場合であっても、受給回数制限などその他の応募要件を満たす場合には「若手研究」に応募することが可能です。	R 3公表済み
5-01	若手研究への応 募方法	博士号取得後8年未満にも関わらず、「若手研究」に応募しようとするとシステム上でエラーになるのはなぜでしょうか?	「若手研究」への応募に当たり、博士の学位を取得している場合には、e-Radにおいて学位取得年月日の登録が必要です。e-Radへの登録は、研究機関で行うもので、研究者自身ではできないため、研究機関の事務担当者に登録を依頼してください。	R 3公表済み
5-02	若手研究への応 募方法	複数の学位を取得している研究者については、どちらの 学位取得日から8年未満かどうかを計算すればいいので しょうか?	最初に取得した学位から計算してください。 「若手研究」で要件としている博士号取得8年未満の判定に当たって、e-Radに登録されている最も古い取得年月日を自動で引用し計算するため、複数学位を取得している場合には、複数入力しても不具合は起きません。	R 3公表済み
5-03	若手研究への応募方法	専門職大学院で●●博士という学位を取得しましたが、 「若手研究」の応募要件の博士号に該当するのでしょうか?	若手研究の応募要件における博士とは、学位としての博士です。そのため、論文博士や外国における博士相当の学位取得(Ph.D.等)を含みますが、学位ではない名誉称号としての博士(例:名誉博士)をもって応募はできません。また、専門職大学院の課程は、博士課程には含まれませんので、当該学位を以て応募することはできません。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
5-04	若手研究の応募 要件	研究機関に所属していない時期に出産・育児の期間を経て、研究機関に所属(就職)しましたが、若手研究の応募要件である博士の学位取得後の年数から出産・育児の期間を除外できるのでしょうか。	「若手研究」に応募を希望する研究者(以下、「応募希望者」という)が博士の学位の取得後、研究機関に所属していない時期に出産や育児等を行っていた場合には、研究機関の事務担当者に申し出があった場合には、一度の出産(※)につき、子の出生日から1年間、育児休業等を取得した期間として計上することができます。この対応は、応募希望者が育児等のために研究機関を退職せざるを得なかったケースや任期付で一定期間を置いて再度雇用されるケースなどに対応し、産前・産後休業や育児休業期間の計算が不可能な場合や過度に複雑化した場合に対応するものです。 (※) 多胎児の場合であっても、一度の出産につき1年間とします	R5追加
6-01	帰国発展研究	帰国発展研究の応募資格は、准教授以上に限定せずポストドクターまで拡大されたと理解して良いのでしょうか?	「帰国発展研究」は、海外の研究機関等において優れた研究実績を有する独立した研究者が帰国後すぐに研究を開始できるように支援するものです。従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有していること」としていましたが、令和2年度公募から、ポストドクターという身分であっても、自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど「独立した研究者」として活動し、優れた研究実績を有しているなど本種目の趣旨に合致する場合は応募を可能としています。 帰国発展研究に係るFAQについてはこちらをご参照ください。 (https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html)	R 3公表済み
6-02	帰国発展研究	帰国発展研究において、ポストドクターも対象とされた ところですが、若手研究者支援の一環としてポストドク ターを優遇するような仕組みはありますか?	「帰国発展研究」の趣旨を踏まえた応募課題が適切に評価されるように、評定要素に「帰国発展研究としての妥当性」を追加しておりますが、研究種目の趣旨は変更されておりませんので、ポストドクターの応募を可能としたことに伴って若手研究者に限定した新たな優遇措置を設けることはしておりません。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
7-01	研究インテグリ ティ	する研究費については、「科研費のみならず他の競争的	本欄に記入していただく研究費は、応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、国内外を問わず、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。	R 3 公表済み (一部修正)
7-02	ティ	研究計画調書等の「研究費の応募・受入等の状況」欄の「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由等」に係る記入要領において、「当該研究課題を応募又は受入れるに当たっての所属組織と役職」とありますが、この「当該研究課題」とは何を指すのでしょうか。		R 4追加
7 -03	研究インテグリ ティ	例えば、国内外の研究資金等について故意に研究計画調書に記載をせずに内定を得て、その後、記載していなかったことが判明した場合どのように取り扱われるのでしょうか。	応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を 受給した場合、不正受給として取り扱われることがあります。	R 4 追加
7-04	研究インテグリ ティ	科研費以外の競争的研究費制度も同時に取り扱いが変更となるのでしょうか。	科研費の取扱いについては公募要領等でお示ししているとおりですが、他の制度については当該制度の公募要領等をご覧ください。 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、令和3年12月に「競争的資金の適正な執行に関する指針」が競争的研究費に関する関係府省連絡会において改正されたため、当該指針等に基づいた取組が求められることになります。	R 4追加

No	項目	質問	回答	
7 -05	研究インテグリ ティ	「研究費の応募・受入等の状況」欄には、国内外を問わず研究資金についてすべて記載することになっているが、秘密保持契約の関係上、資金配分元を記載することができない場合、どのように取り扱えばよいでしょうか。	秘密保持契約が交わされている共同研究等について、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに提出することができます。なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることにも留意してください。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について、契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能です。	R 5追加
7 -06	研究インテグリ ティ	受入れを予定していない受託研究もしくは共同研究、いわゆる0円契約の契約案件については記載する必要はありますか。 ②大学の附属病院では、治験や臨床研究を多く扱っているが、これらを「研究費の応募・受入等の状況」に記載する必要がありますか。 ③大学において、寄附研究講座や寄附研究部門等の設置に係る研究資金を受け入れているが、この研究資金につ		R 5追加

No	項目	質問	回答	
7 -07	研究インテグリ ティ	7月と8月に公募時期が分かれていることに伴い、特別推進研究、基盤研究(S・A)の応募時には、重複応募を検討している基盤研究(B)や挑戦的研究の内容がまだ固まっていないという事例が生じています。この場合は「研究費の応募・受入等の状況」欄にどのように記載したらよいでしょうか?	7月公募分の研究種目の研究計画調書には、応募時点で可能な範囲で8月公募分について記載してください。 未定の箇所がある場合には、右側の欄に理由等を記入してください。 研究経費はどうしても未定であれば0円と入力できますが、エフォートは1~100%を入力しないとエラーになりますので、必ず入力してください。	R 5追加
8-01	バイアウト	応募時にバイアウト経費を計上する際には、どの程度、 研究機関と調整が済んでいる必要があるのでしょうか?	バイアウト経費を計上するに当たっては、原則、研究機関においてバイアウト制度に関する仕組みが構築されていることが必要です。応募時までに仕組みが構築されていない場合のバイアウト経費の計上を妨げるものではありませんが、バイアウト経費を計上することについて研究機関の了承を得るとともに、交付申請までに研究機関において構築した仕組みに則り研究機関と研究者間の合意がなされていることが必要です。	R 3公表済み
8-02	バイアウト	バイアウト経費に支出上限はありますか?	科研費では、バイアウト経費の支出上限は定めておりませんが、科研費による研究遂行に 支障が生じないよう、研究代表者(又は研究分担者)の責任において、研究費の適切な執行に努めてください。	R 3公表済み
8 -03	バイアウト	バイアウト経費を研究計画調書に計上していなかったのですが、採択された後に研究計画を変更してバイアウト 経費を支出することは可能ですか?	科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会へ事前の申請などを行うことなく、進捗状況に応じて研究計画を変更することができます。このため、バイアウト経費を研究計画調書に計上していなかったとしても、研究計画の変更に伴い必要が生じた場合には、研究機関の仕組みに則ってバイアウト経費を支出することは可能です。なお、当該変更額が直接経費総額の50%を超える場合などは、振興会の承認が必要になりますので、機関使用ルールをよく確認し、必要な手続きを行ってください。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
8-04	バイアウト		バイアウト経費を計上するに当たっては、原則、研究機関においてバイアウト制度に関する仕組みが構築されていることが必要です。応募時までに仕組みが構築されていない場合のバイアウト経費の計上を妨げるものではありませんが、バイアウト経費を計上することについて研究機関の了承を得るとともに、交付申請までに研究機関において構築した仕組みに則り研究機関と研究者間の合意がなされていることが必要です。	R 3公表済み
8 -05	バイアウト	バイアウト経費を支出する際に、当該研究課題に専念できる時間が拡充されていなければ返還を求めることがあるとされていますが、本来であれば研究時間が減るところをバイアウトのおかげで研究時間が減らなかった(減少幅が少なくなった)場合などでも返還を求められるのでしょうか?	バイアウト制度の趣旨に鑑み、バイアウト経費を支出する場合には、当該研究課題に専念できる時間が拡充される必要がありますが、バイアウト経費を支出することで当該研究課題に専念できる時間の減少が回避されることも想定されますので、当該研究課題に専念できる時間が増加していなかったことをもって、直ちに当該経費の返還を求めるものではありません。	R 3公表済み
8 -06	バイアウト	バイアウト経費の支出について、経費の執行状況と合わせて確認する場合があるとされていますが、何時、あるいはどのようなタイミングで支出の適切性について確認されるのでしょうか?	科研費の執行状況等については、実地検査時や額の確定時等に確認することとしておりますので、その際にバイアウト経費の支出内容についても必要に応じて確認することとします。	R 3公表済み
8 -07	バイアウト	できる時間の拡充状況が確認できる必要があるとのこと	バイアウト経費の支出に当たっては、各研究機関においてバイアウト制度に関する仕組みを構築する必要があります。様々な仕組みが構築されることが想定されますので、一律に必要な証拠書類を示すことは困難ですが、研究代表者(又は研究分担者)は経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになりますので、業務を代行することで当該研究課題に専念できる時間が拡充したことが分かるようにしてください。なお、その際、研究代表者(又は研究分担者)の過度な負担とならないように留意してください。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
8 - 08	バイアウト	バイアウト経費を研究計画調書に計上し採択された場合、必ずバイアウト経費を支出しなければならないのでしょうか。例えば、業務を代行する適任者が見当たらず、結果的にバイアウト経費として使用する予定がなくなるなどの場合どうすればよいでしょうか。	科研費の研究計画調書には、応募者が実施しようとする研究計画を踏まえ、経費の計上をしていただくことが基本であり、バイアウト制度についても同様です。他方、採択後において、様々な理由から、バイアウト経費より(本来の)研究経費により重点をおかなければならない場合も想定されます。このため、「研究計画調書に計上したバイアウト経費を必ず支出しなければならない」ということではありません。代替手段を検討いただくとともに、交付申請書に記載の研究目的の範囲内で進捗状況に応じて研究計画を変更するなど、適切に経費を執行してください。さらに、必要に応じ、交付申請時点で研究経費を見直したり、研究開始後に交付申請書に記載の研究目的の範囲内で進捗状況に応じて研究計画を変更したりすることも可能です。	R 3公表済み
8-09	バイアウト	バイアウト経費を計上すると、応募しようとする研究種 目の金額規模では研究経費が足りなくなってしまいます が、どうすればよいでしょうか。	バイアウト制度は、研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能とし、研究に専念できる時間を拡充するために導入されたものです。研究活動の効果をさらに高めるための制度ですので、研究遂行に当たって「必ずバイアウト経費を支出しなければならない」ということはありません。バイアウト経費を支出することで、本来の研究活動に支障をきたすことがないように留意してください。なお、科研費は一定の要件の下、他の経費との合算使用が可能ですので、必要に応じて活用してください。	R 3公表済み (一部修正)
8-10	バイアウト	育児休業等により研究を中断する予定がありますが、研究中断中にバイアウト経費を支出することは可能でしょうか?	バイアウト制度は、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するための制度です。研究中断中には、研究代表者(又は研究分担者)は当該研究課題を実施しておりませんので、 当該研究課題に専念できる時間を拡充するために必要な経費であるバイアウト経費を支出することは想定しておりません。	R 3公表済み
8-11	バイアウト	研究活動の遂行に必要不可欠な研究協力者がいますが、 教育業務で多忙のため参加していただくことが困難で す。研究協力者の研究時間を確保する必要があるため、 その方の本来業務である教育業務を代行するための者を 雇用するためにバイアウト経費を支出することは可能で しょうか?	バイアウト制度は、研究代表者(又は研究分担者)本人が当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度です。このため、研究協力者の研究時間を確保するためにバイアウト経費を支出することはできません。	R 3公表済み

No	項目	質問	回答	
8-12	バイアウト	バイアウト経費は、複数の競争的研究費を合算して支出 することは可能でしょうか?	複数の競争的研究費を合算してバイアウト経費を支出することは可能ですが、研究代表者(又は研究分担者)が当該研究課題に専念できる時間を拡充するための経費であるという趣旨に鑑みて、それぞれの競争的研究費の使用区分(拡充される研究時間等)を明らかにしておく必要があります。このため、複数の競争的研究費を合算してバイアウト経費を支出する場合には、経費分担の根拠が明確になるようにしてください。	R 3公表済み
9-01	博士課程(後 期)学生の処遇	博士課程学生を雇用するに当たり留意すべきことはあり ますか?	科研費では、従前から研究活動の遂行に必要な者を雇用する場合には、勤務状況を適切に 管理して給与等を支給することとしていますが、「第6期科学技術・イノベーション基本 計画」において博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められていること等を踏ま え、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な 勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うよう十分に留意してください。	R 3 公表済み (一部修正)
1 0-01	専従義務緩和	競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等が認められる件について、応募時には年齢等の要件を満たしているものの、採択後は満たさなくなることが見込まれますが、その場合でも応募することは可能でしょうか?	雇用元の財源(プロジェクト)側のルールで自発的な研究活動が認められている限り、当該研究課題への参画時(研究代表者は応募時、研究分担者は応募時又は追加時)に科研費が定める自発的な研究活動を認める条件を満たしていれば、研究継続中に「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の条件を満たさなくなったとしても当該研究課題を継続していただくことは可能とします。このため、採択後に「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の条件を満たさなくなることが見込まれる場合でも、応募していただくことは可能です。なお、雇用元の財源(プロジェクト)が変わる場合には、各研究機関において、新たな雇用元の財源(プロジェクト)側のルールに従った上で、研究代表者(又は研究分担者)の合意を得るなど適切に対応してください。	R 3公表済み
11-01	データマネジメ ントプラン (DMP)	現在、学術変革領域研究の領域代表者に提出が求められているデータマネジメントプランは、今後、基盤研究等、他の研究種目に対しても適用される予定でしょうか?	令和6(2024)年度科研費より、全ての研究種目において、採択された研究課題の研究代表者に対し、交付申請時に、当該研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン(DMP)の作成を求める予定です。	

No	項目	質問	回答	
12-01	電子申請システム	研究者番号をもっていない研究者は、基盤研究には応募 できないのでしょうか?	研究者番号をもっていない研究者は基盤研究に応募することができません。研究者番号をもたない研究者で、今年度の応募を予定している方は、必ずe-Rad上で「科研費応募資格有り」として研究者情報の登録を行い、研究者番号を取得してください。なお、研究代表者だけではなく、研究分担者についてもe-Rad上で「科研費応募資格有り」として研究者情報の登録を行い、研究者番号を取得する必要があります。 ※奨励研究及び国際共同研究加速基金(帰国発展研究)に応募する研究者に関しては、e-Rad上で「科研費応募資格有り」としないでください。	R 3公表済み
12-02	電子申請システム	研究者が他の研究機関から異動してきたのですが、研究者へ改めて「ID・パスワード」を付与する必要はありますか?	異動してきた研究者が前機関で「ID・パスワード」を取得している場合には、引き続き同一の「ID・パスワード」を使用しますが、「所属追加」を行う必要があります。 異動してきた研究者が「ID・パスワード」を保有していない場合には、新たに付与する必要があります。研究者へ「ID・パスワード」を付与する方法についてはe-Radホームページを御確認ください。(http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html)	R 3公表済み
12-03	電子申請システム	電子申請システムに、応募者向けの操作手引はありますか?	応募者の操作手引は電子申請ホームページ「研究者の方向け情報(各種書類のダウンロード)」(https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html)から、所属研究機関担当者(事務代表者)、部局担当者(事務分担者)の操作手引は「所属研究機関担当者向け情報(各種書類のダウンロード)」からダウンロードできます。(https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka-s.html)	R 3公表済み
1 2 -04	電子申請システム	電子申請システムで研究計画調書等(Web入力項目)の入力・作成ができるようになるのはいつでしょうか?	電子申請システムで研究計画調書等(Web入力項目)の入力・作成ができるようになるのは、7月1日に公募を開始した特別推進研究、基盤研究(S・A)は、令和4(2022)年7月6日(水)です。 その他の種目については、別途お知らせします。	R 3公表済み (一部修正)